（保安規定の遵守状況の検査）

第二条の十三　法第五十七条第五項の規定による検査は、毎年四回行うものとする。ただし、法第五十七条の六第二項の認可を受けた使用施設等については、廃止措置の実施の状況に応じ、毎年四回以内行うものとする。

2　法第五十七条第六項において準用する法第十二条第六項の原子力規制委員会規則で定める事項は次に掲げるとおりとする。

一～四　［略］

［条を削る。］

［条を削る。］

［条を削る。］

（核物質防護規定）

第三条　［略］

一～三　［略］

四　防護区域（第二条の十一の十第一項の表第一号又は第二号の特定核燃料物質を取り扱う工場又は事業所にあつては、防護区域、周辺防護区域及び立入制限区域。同項の表第三号から第六号までの特定核燃料物質を取り扱う工場又は事業所にあつては、防護区域及び立入制限区域。次号において同じ。）の設定並びに巡視及び監視に関すること。

五～十四　［略］

十五　第二条の十一の十第五項に規定する脅威に対する施設の防護措置の詳細に関すること。

十六～十八　［略］

2　［略］

第三条の二　［略］

第四条　［略］

第五条　［略］

［条を削る。］

［条を削る。］

（事故故障等の報告）

第六条の十　［略］

一～四　［略］

五　気体状の放射性廃棄物を排気施設によつて排出した場合において、周辺監視区域の外の空気中の放射性物質の濃度が第二条の十一の九第四号の濃度限度を超えたとき。

六　液体状の放射性廃棄物を排水施設によつて排出した場合において、周辺監視区域の外側の境界における水中の放射性物質の濃度が第二条の十一の九第七号の濃度限度を超えたとき。

七～十　［略］

十一　放射線業務従事者について第二条の十一の四第一項第一号の線量限度を超え、又は超えるおそれのある被ばくがあつたとき。

十二　［略］

（保安規定の遵守状況の検査）

第二条の十三　法第五十六条の三第五項の規定による検査は、毎年四回行うものとする。ただし、法第五十七条の六第二項の認可を受けた使用施設等については、廃止措置の実施の状況に応じ、毎年四回以内行うものとする。

2　法第五十六条の三第六項において準用する法第十二条第六項の原子力規制委員会規則で定める事項は次に掲げるとおりとする。

一～四　［同上］

（使用の技術上の基準）

第三条　［略］

（貯蔵の技術上の基準）

第三条の二　［略］

（防護措置）

第三条の三　［略］

（核物質防護規定）

第三条の四　［同上］

一～三　［同上］

四　防護区域（第三条の三第一項の表第一号又は第二号の特定核燃料物質を取り扱う工場又は事業所にあつては、防護区域、周辺防護区域及び立入制限区域。同項の表第三号から第六号までの特定核燃料物質を取り扱う工場又は事業所にあつては、防護区域及び立入制限区域。次号において同じ。）の設定並びに巡視及び監視に関すること。

五～十四　［同上］

十五　前条第五項に規定する脅威に対する施設の防護措置の詳細に関すること。

十六～十八　［同上］

2　［同上］

第三条の四の二　［同上］

第四条　［同上］

第三条の五　［同上］

第三条の六　［同上］

（工場又は事業所内の廃棄の技術上の基準）

第四条　［略］

（工場又は事業所内の運搬の技術上の基準）

第五条　［略］

（事故故障等の報告）

第六条の十　［同上］

一～四　［同上］

五　気体状の放射性廃棄物を排気施設によつて排出した場合において、周辺監視区域の外の空気中の放射性物質の濃度が第四条第四号の濃度限度を超えたとき。

六　液体状の放射性廃棄物を排水施設によつて排出した場合において、周辺監視区域の外側の境界における水中の放射性物質の濃度が第四条第七号の濃度限度を超えたとき。

七～十　［同上］

十一　放射線業務従事者について第三条第六号イの線量限度を超え、又は超えるおそれのある被ばくがあつたとき。

十二　［同上］